

平内町空き家等取得改修等費用利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平内町空き家等バンク制度実施要綱（平成29年平内町告示第11号。以下「空き家バンク」という。）を活用した町への移住定住を促進するため、金融機関等から融資を受けて空き家等の取得、改修又は解体（以下「取得等」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において当該融資に係る全部又は一部の利子補給を行うにあたり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築したもので、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建物をいう。ただし、所有者等が事業として賃貸、分譲等の用途に供する建物は除く。
- (2) 空き地 個人が所有する町内の土地であって、法令上、住宅を建築するための土地として認められる土地（不動産業を営むものが所有する土地を除く。）をいう。
- (3) 空き家等 空き家及び空き地をいう。
- (4) 金融機関等 町と地方創生に係る包括連携に関する協定を締結した金融機関等で、管内に支店等をおくものをいう。

(利子補給の対象者)

第3条 利子補給の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家バンクを活用する空き家等の所有者又は利用者であること。
- (2) 税金等を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者でないこと。
- (4) 空き家等の転売、転貸等を目的としていない者であること。

(利子補給の条件)

第4条 利子補給の算出において、その対象とする額は、空き家等の取得、改修又は解体を行うために、金融機関等と金銭消費貸借契約を締結した融資契約額のうち500万円以内とする。

2 利子補給率の上限は、3%とする。

3 利子補給期間は、10年以内とする。

(利子補給額)

第5条 利子補給は、前条第1項の利子補給対象額を元利均等償還で返済するものとして、前条第2項の利子補給率及び実際の償還期間により町が算出した額（千円未満は切捨てとする。以下「利子補給金」という。）とする。

(利子補給金の交付申請)

第6条 空き家等の取得、改修又は解体が完了したときは、速やかに平内町空き家等取得改修等費用利子補給金交付申請書兼誓約書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家等の取得等に係る契約書、領収書及び内訳書の写し
- (2) 登記簿の写し又はそれに代わるもの
- (3) 空き家等の取得等後の写真
- (4) 金銭消費貸借契約書の写し

- (5) 償還予定表の写し
- (6) 同意書 (様式第2号)

2 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し利子補給することが適正と認めたときは、申請者 (以下「交付対象者」という。) に対して平内町空き家等取得改修等費用利子補給金交付決定通知書 (様式第3号) により、交付対象者に通知するものとする。
(利子補給金の交付請求等)

第7条 前条第2項による通知を受けた交付対象者は、平内町空き家等取得改修等費用利子補給金請求書 (様式第4号) に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 金融機関等の発行する融資残高証明書
- (2) 償還予定表の写し
- (3) 現況届 (様式第5号)
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項に定める提出書類について、交付対象者は第4条第3項に定める利子補給期間内の毎年末に当該年分を提出するものとし、当該融資金の第1回償還日の属する月から起算して最初の12月31日までの期間、又は毎年1月1日から12月31日までの12月を経過するごとに、町長に提出するものとする。

3 交付対象者は、利子補給期間が年途中で完了したときも同様に、当該利子補給期間完了日の属する月の末日における前項の書類を町長に提出しなければならない。

(利子補給金の確定及び支払等)

第8条 町長は、前条に規定する請求があったときは、その内容について適正であると認めたときには、速やかに当該交付対象者が指定する口座に利子補給金を振り込むものとする。

(繰上償還等の報告)

第9条 交付対象者は、償還期間の途中において借入利率又は償還期間に変更があったとき又は金融機関等からの借入金の一部又は全部を繰上償還等したときは、前条の規定による交付請求に先立ち、速やかにその旨を町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づき繰上償還等の報告を受けたときには、その報告内容をもとに第7条に基づき交付決定した金額を精査し変更することができる。

(利子補給交付決定取消し及び返還命令)

第10条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付決定を取消することができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正の行為により、利子補給金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付対象者の責に帰する事由により、金銭消費貸借契約を解除されたとき。
- (3) 交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。
- (4) その他町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定に基づき利子補給金の交付決定を取消したときは、交付対象者に対して、平内町空き家等取得改修等費用利子補給金交付決定取消及び利子補給金返還命令書 (様式第6号) により、利子補給金の返還を命じることができる。

3 交付対象者は、前項の規定により返還を命じられたときは、直ちに当該利子補給金を返還しなければならない。

(報告及び調査)

第11条 町長は、利子補給金の交付に関し必要があると認めるときは、交付対象者に対して報告を求め又は調査することができる。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

平内町空き家等取得改修等費用利子補給金交付申請書兼誓約書

年 月 日

平内町長 殿

(申請者) 住所
氏名
電話番号

平内町空き家等取得改修等費用利子補給金の交付について、関係書類を添えて申請します。なお、平内町空き家等取得改修等費用利子補給金交付要綱第3条に規定する要件等に該当する者であることを誓約します。

記

物件の所在	平内町大字
取得・改修・解体 完了年月日	年 月 日
融資 内容	借入額 金 円
	借入利率 % / 年
	償還期間 か月
	融資実行日 年 月 日
	借入金融機関名
添付書類	(1) 空き家等の取得等に係る契約書、領収書及び内訳書の写し (2) 登記簿の写し又はそれに代わるもの (3) 空き家等の取得等後の写真 (4) 金銭消費貸借契約書の写し (5) 償還予定表の写し (6) 同意書 (様式第2号) (7) その他町長が必要と認めるもの

様式第2号（第6条、第11条関係）

同 意 書

平内町空き家等取得改修等費用利子補給金の交付を申請するにあたり、以下のことに同意します。

- 1 税金等の納付状況について、照会し、情報の提供を受けること。
- 2 平内町が、金融機関等に対し借入れや返済の状況について照会し、情報の提供を受けること。

年 月 日

（申請者） 住 所

氏 名

電話番号

様式第3号 (第6条関係)

平 第 号
年 月 日

様

平内町長 印

平内町空き家等取得改修等費用利子補給金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました平内町空き家等取得改修等費用利子補給金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

物件の所在	平内町大字
利子補給率	% / 年
利子補給期間	年
利子補給予定額 (総額)	円
備 考	※利子補給金の決定については、要綱第7条による請求をもって決定するものとする。

様式第4号 (第7条関係)

平内町空き家等取得改修等費用利子補給金請求書

年 月 日

平内町長殿

(交付対象者) 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で決定を受けた平内町空き家等取得改修等費用利子補給金について、関係書類を添えて請求します。

記

交付請求額	金 円	
振込先	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	普通・当座
	口座番号	
	よみがな	
	口座名義人	
添付書類	(1) 金融機関等の発行する融資残高証明書 (2) 償還予定表の写し (3) 現況届 (様式第5号) (4) その他町長が必要と認めるもの	

様式第5号（第7条関係）

現 況 届

平内町空き家等取得改修等費用利子補給金の交付を請求するにあたり、平内町空き家等取得改修等費用利子補給金交付要綱第3条に規定する要件等に該当する者であることを届出ます。

年 月 日

（届出者） 住 所

氏 名

電話番号

様式第6号 (第10条関係)

平 第 号
年 月 日

様

平内町長

印

平内町空き家等取得改修等費用利子補給金交付決定取消及び利子補給金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定した平内町空き家等取得改修等
費用利子補給金については、下記により取消し返還を命じます。

記

取 消 理 由	
既 交 付 金 額	金 円
返 還 金 額	金 円
返 還 期 限	年 月 日
返 還 方 法	